

住民異動届は
期間内に届け出てください



住民異動の届け出が規定の期間を過ぎた場合、経過理由によっては簡易裁判所が過料を科す場合があります。

《届出期間》

転入届 (市外から本市へ引っ越し)	新住所へ引っ越しした日の翌日から14日
転居届 (本市内での引っ越し)	新住所へ引っ越しした日の翌日から14日
転出届 (本市から市外へ引っ越し)	引っ越し予定日の14日前から予定日
世帯変更届 (世帯分離、世帯合併など)	変更日の翌日から14日

問市民課 窓口係
☎お太助フォン 42-5616 📠42-2130

広島県アダプト活動団体募集

広島県では、県が管理する道路や河川の清掃・緑化・草刈りなどの活動を行う団体や企業を随時募集し、「アダプト活動認定団体」として認定・支援しています。

📌💡 アダプト活動

住民や企業・団体が主体となって、清掃・緑化・草刈りなどの美化活動をボランティアで行い、道路や河川などの公共空間をわが子のように面倒を見ていく活動

■支援内容

- 団体・企業名の表示板を設置(希望する団体のみ)
 - 活動に伴う傷害、および賠償責任保険の加入
 - 活動経費の一部を奨励金として交付
- ※奨励金は、事前にアダプト団体の認定を受け、6月末までに申請してください。

《対象区間》 ※砂防河川は対象外です。

- 道路…100m以上
- 河川…一・二級河川で50m以上

《申込方法》

広島県ホームページ「広島県アダプト制度認定申込の手続き」からダウンロードした必要書類に記入し、管理課建設管理係、または広島県北部建設事務所へ申し込んでください。

問管理課 建設管理係
☎お太助フォン 47-1201 📠47-1206

4月1日(水)から
各種窓口が変わります

■公害防止関連

- 大気汚染防止法(ばい煙、粉じん発生施設の設置届出・事故時の状況報告など)
- 水質汚濁防止法・ダイオキシン類対策特別措置法(特定施設の設置届出・事故時の状況報告など)
- 瀬戸内海環境保全特別措置法(特定施設の設置許可申請など)
- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止統括者選任の届出など)
- 広島県生活環境の保全等に関する条例(ばい煙、粉じん、汚水等関係特定施設設置の届出など)

《受付窓口》

3月31日(火)まで	4月1日(水)から
社会環境課 環境生活係	西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課(広島市中区基町10-52) ☎082-228-2111

■生活衛生・温泉法関連

- 理容師法 ■ 美容師法 ■ クリーニング業法
- 旅館業法 ■ 公衆浴場法 ■ 興行場法 ■ 温泉法
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 有害物質を含有する家庭用品を規制に関する法律

《受付窓口》

3月31日(火)まで	4月1日(水)から
社会環境課 環境生活係	西部保健所 広島支所 (広島市中区基町10-52)☎082-228-2111

問環境政策課 環境政策係
☎お太助フォン 42-1126 📠47-1206

民生委員・児童委員
新任・担当地区変更

■新任委員

担当地区	担当者
吉田町(甲元、福原)	土井 美代治さん
甲田町(田口、加屋、余谷)	馬場 勇治さん

■担当地区変更

担当地区	担当者
甲田町 (下市、中市、湧永住宅、本町、上市、紅葉ヶ丘住宅、甲田住宅、紅原)	玉本 賢壮さん

問社会福祉課 地域福祉係
☎お太助フォン 42-5615 📠42-2130

行政相談委員が相談に応じます



総務省の「行政相談」は、暮らしの中での行政に関する困り事や「どこに相談したらいいかわからない」といった疑問・要望の相談を無料で受け付け、解決・改善につなげます。市では、総務大臣から委嘱を受けた6人の行政相談委員が各地域で相談所を開設しています。秘密は固く守られますので気軽に相談してください。

※行政相談の開設日程は、27ページ「4月の相談」を確認してください。

■行政相談委員



岡島 勤 (吉田町) 佐々木 靖 (八千代町) 増田 正 (美土里町) 岩見 宏 (高宮町) 小玉 勝 (甲田町) 今井 憲治 (向原町)

※敬称略

問総務課 行政係
☎お太助フォン 42-5611 📠42-4376

4月から各種手当の支給額を増額改定します



改定額は、毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて定めています。

■各種手当支給額(月額)

		2026年3月まで	2026年4月から	比較	担当窓口	
児童 扶養手当	全部支給	46,690円	48,050円	+1,360円	こども家庭センター 児童福祉係	
	一部支給	46,680円～ 11,010円	48,040円～ 11,340円	+1,360円～ 330円		
	第2子以降 加算額	全部支給	11,030円	11,350円		+320円
		一部支給	11,020円～ 5,520円	11,340円～ 5,680円		+320円～ 160円
特別児童 扶養手当	1級	56,800円	58,450円	+1,650円	社会福祉課 障害者福祉係	
	2級	37,830円	38,930円	+1,100円		
特別障害者手当		29,590円	30,450円	+860円		
障害児福祉手当		16,100円	16,560円	+460円		

※2025年全国消費者物価指数は対前年比+3.1%

問こども家庭センター 児童福祉係
☎お太助フォン 47-1283 📠47-1282

社会福祉課 障害者福祉係
☎お太助フォン 42-5615 📠42-2130